

第4回総会 議案第3号

実行委員会の解散及び会則の廃止について

第36回国民文化祭、第21回全国障害者芸術・文化祭和歌山市実行委員会に係るすべての事業が終了したことから、会則第16条に基づき本実行委員会は令和4年3月31日をもって解散するものとし、併せて同日付をもって、第36回国民文化祭、第21回全国障害者芸術・文化祭和歌山市実行委員会会則を廃止する。

また、会則第17条に基づき残余財産については和歌山市へ帰属する。

【参考】

第36回国民文化祭、第21回全国障害者芸術・文化祭和歌山市実行委員会会則（抜粋）

第7章 解散

（解散）

第16条 実行委員会は、その目的が達成されたときに解散する。

（残余財産の帰属）

第17条 実行委員会が解散した場合において、その残余財産は、和歌山市に帰属するものとする。